

紹介料要求06年からか

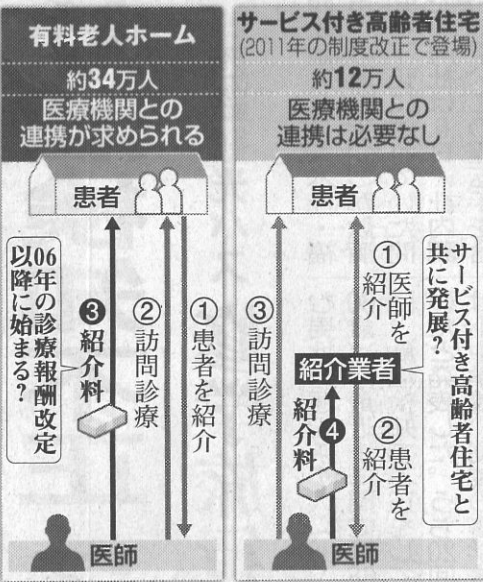
訪問診療報酬増が契機

高齢者施設の患者を医師に紹介する「患者紹介ビジネス」は、紹介業者が介入する事例のほかに、有料老人ホームが入居者を医師に直接紹介して見返りを求めるケースがあることが浮き上がってきた。こうした慣行が広まったのは、政府が訪問診療の報酬を手厚く

高年齢者住宅経営者連絡協議会の田村明孝・事務局長は、医師に紹介料を要求する有料老人ホームがあると聞くようになったという。さらに訪問診療をする医師がホームに「手数料（患者紹介料）を払います」と売り込むケースも耳にした。「過去には、ホーム側が提携料を払ってでも医師に来てほしいという時期が続いていた」と、立場の逆転ぶりに驚く。

そのきっかけとなったのが、06年の診療報酬改定だと推測する。24時間体制で患者に対応できる診療所が月2回以上訪問診療すると、患者1人あたり月4万2千円の「在宅時医学総合管理料」が加算されるようになった。例えばホームの10人を月2回訪問診療すると、診療費は月4万円に加え、管理料の月42万円が得られる。こうした24時間対応の診療所は7年間で1.5倍になった。

患者紹介ビジネスのパターン



訪問診療する医師が増え

ると、患者を抱える高齢者施設の立場が強くなった。大阪府のある医療法人に勤める事務員は、訪問診療先となりそうな施設を営業して回っている。「紹介業者もいるが、有料老人ホームの事業者から直接（紹介料を）要求されることのほうが多い」「相場は診療報酬

違法部屋に判断基準

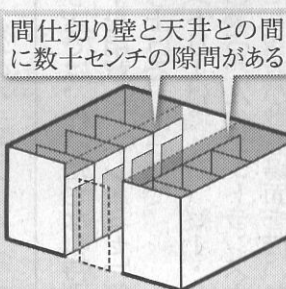
国交省 自治体に通知

防火対策の不十分な物件に多くの人が住んでいる問題で、国土交通省は6日、建築基準法に違反するかどうかを判断する際の基準を全国の自治体に通知した。違法な疑いがある物件を調査している自治体から問い合わせが相次いでいた。

通知では不動産会社などの事業者が入居者を集めて同居させる物件は、建築基準法上の「寄宿舍」とすると明示。個々の部屋について

の20%と内情を明かす。「多くの患者がいる高齢者施設を受け持った方が医師は効率的に訪問診療ができるので、施設のほうが立場が上」という。業界内にこうした慣行があったために、サービス付き高齢者住宅（サ高住）が登場した11年以降、

は「プライバシーが確保された独立した区画」と定義した。寄宿舍に該当した場合、間仕切り壁を耐火性の高いものにし、各部屋に窓を設けなければいけない。自治体の調査では、どの空間を個々の部屋とみなすか、事業者側と見解が食い違うケースが目立った。「間仕切り壁と天井との間に数十センチの隙間があり、それぞれは個別の部屋でない」と事業者が主張するケ



ースがあったが、今回の通知で、個別の空間はそれぞれの部屋とみなされる。違法な貸しルームはマンションなどで複数見つかり、管理組合側とトラブルになっているケースもある。

医師とのつなぎ役となる紹介業者が登場したとみられる。
(沢伸也、月舘彩子)

◇ 「医療とカネ」に関する情報を、特別報道部まで電子メール (tokuhoubu@asahi.com) にお寄せ下さい。

国土交通省が違法だとしたマンション改修の例